

第4回 横浜市立病院経営評価委員会

日時 平成26年2月19日(水) 19:00～20:30

場所 横浜市健康福祉総合センター 3階研修室

次 第

1 開会

2 議事

(1) 脳血管医療センターの病院名称について (資料1)

(2) 市民病院の再整備について (資料2)

(3) その他

3 閉会

横浜市立病院経営評価委員会（第4回） 会議資料

○市民病院の再整備

資料

- ・横浜市立脳血管医療センターの病院名称について（諮問）
 - ・脳血管医療センターの医療機能拡大
 - ・脳血管医療センターの病院名称変更について
 - ・横浜市立病院経営評価委員会運営要綱（案）

- ・市民病院の再整備用地等について

横浜市立病院経営評価委員会

委員長 田中 滋 様

横浜市病院事業管理者 高橋 俊毅



横浜市立脳血管医療センターの病院名称について（諮問）

次の事項について貴委員会の御意見を承りたく、横浜市病院事業の設置等に関する条例第 8 条の規定に基づき、次の事項を諮問します。

1 脳血管医療センターの病院名称について

〔 諮問理由等 〕

脳血管医療センターは、第 2 次横浜市立病院中期経営プランに基づき、経営改善に向け、医療機能拡大の取組を行っています。

これらの取組により、脳血管医療センターを受診される方も脳血管疾患以外の疾病が増えており、市民が安心・納得して利用できるよう、医療機能拡大に合わせた病院名称に変更を計画しています。

病院名称の検討にあたりましては、有識者による御検討を賜るため、横浜市立病院経営評価委員会に諮問することといたしました。

つきましては、横浜市が経営する医療機関の名称を検討するという趣旨に基づき、医療関係団体、地域の方を委員に加えて専門部会を設置するとともに、広く有識者や市民、利用者の意見を聴取して御検討いただき、答申をお願いします。

脳血管医療センター の医療機能拡大

～機能拡大の経過・経緯と現在の取組状況について～

平成26年2月 横浜市立脳血管医療センター

横浜市立脳血管医療センターのこれまで

◇整備目的

H3.10 友愛病院再整備基本構想

高齢者人口の増加に伴い、寝たきりの原因ともなる脳血管疾患患者の増加が予測される中で、救命だけでなく、予防を含み、発症直後からの早期リハビリテーションを重点的に行うことなどにより、寝たきりを防止し、患者とその家族にとっての日常生活の質を向上させることなどを目的として、友愛病院の再整備を行う。

対象疾患：脳血管疾患を主体に変性性神経疾患(神経難病)にも対応する

⇒ 平成7年12月に建設工事着工

⇒ 平成11年8月一部オープン／平成12年6月全面オープン

◇診療科(23年度時点)

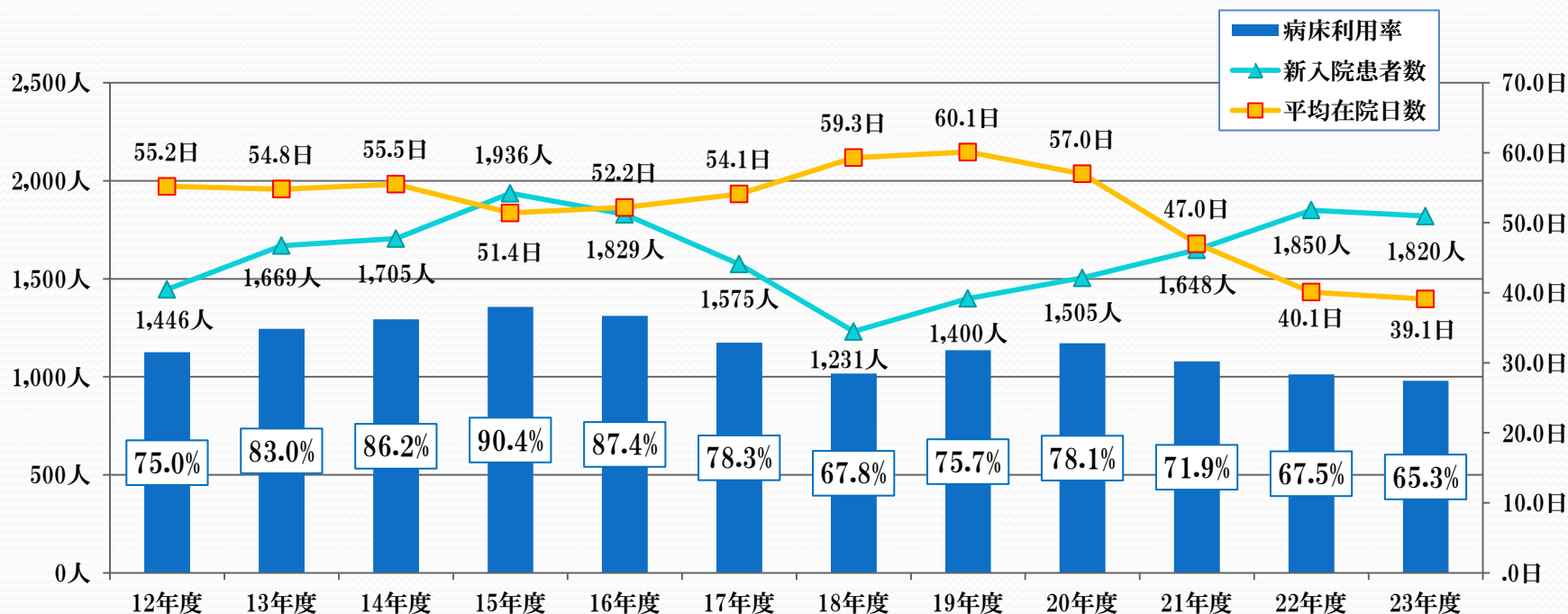
神経内科・脳神経外科・リハビリテーション科・内科・泌尿器科・放射線科・麻酔科

◇病棟構成(23年度時点) ※許可病床数300床

ICU6床、SCU12床、一般病床191床、回復期リハビリテーション病棟91床

運営状況の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
入院患者数(/日)	214人	249人	259人	271人	262人	235人	203人	227人	234人	216人	203人	196人
病床利用率	75.0%	83.0%	86.2%	90.4%	87.4%	78.3%	67.8%	75.7%	78.1%	71.9%	67.5%	65.3%
平均在院日数	55.2日	54.8日	55.5日	51.4日	52.2日	54.1日	59.3日	60.1日	57.0日	47.0日	40.1日	39.1日
新入院患者数	1,446人	1,669人	1,705人	1,936人	1,829人	1,575人	1,231人	1,400人	1,505人	1,648人	1,850人	1,820人



経営委員会へ諮問・答申

◇「横浜市立病院経営委員会」への諮問

平成21年6月「脳血管医療センターの経営改善について」経営委員会へ諮問




◇経営委員会からの答申(平成22年8月31日)要旨

- ・ 脳卒中は地域医療需要にあわせた病床数へ削減のうえ、地域医療ニーズを満たせるよう病床の有効活用を検討すべき
- ・ 医療機能面の見直しにあわせて病院名称も変更し対外的にも生まれ変わったというメッセージを出す工夫も必要

「第2次横浜市立病院中期経営プラン」策定

22年8月の経営委員会答申



H24～26を計画期間とする第2次中期経営プランを策定(平成24年3月)

- 脳血管疾患医療機能の維持・向上
- 脊椎脊髄疾患、神経疾患に対する医療機能拡大
- 医療機能の充実に合わせて、病院名称について見直し

プラン1年目 24年度の取組

診療体制の拡充と医療機器及び施設・設備の整備

◇診療体制

- ・脳神経血管内治療科を脳外科から分科・新設し専門医配置
- ・常勤医2名を確保し**脊椎脊髄外科を新設**

◇医療機器の整備

- ・**3テスラMRI導入**
- ・脊椎脊髄外科等の手術用医療機器整備

◇手術室増設・病棟再編成工事

- ・手術室を1室から3室に増室
- ・病棟を再編・SCU(脳卒中ケアユニット)12床を移設

プラン2年目 25年度の取組

診療体制の拡充・疾患別センターの設置と 回復期リハビリテーション病棟の増床工事実施

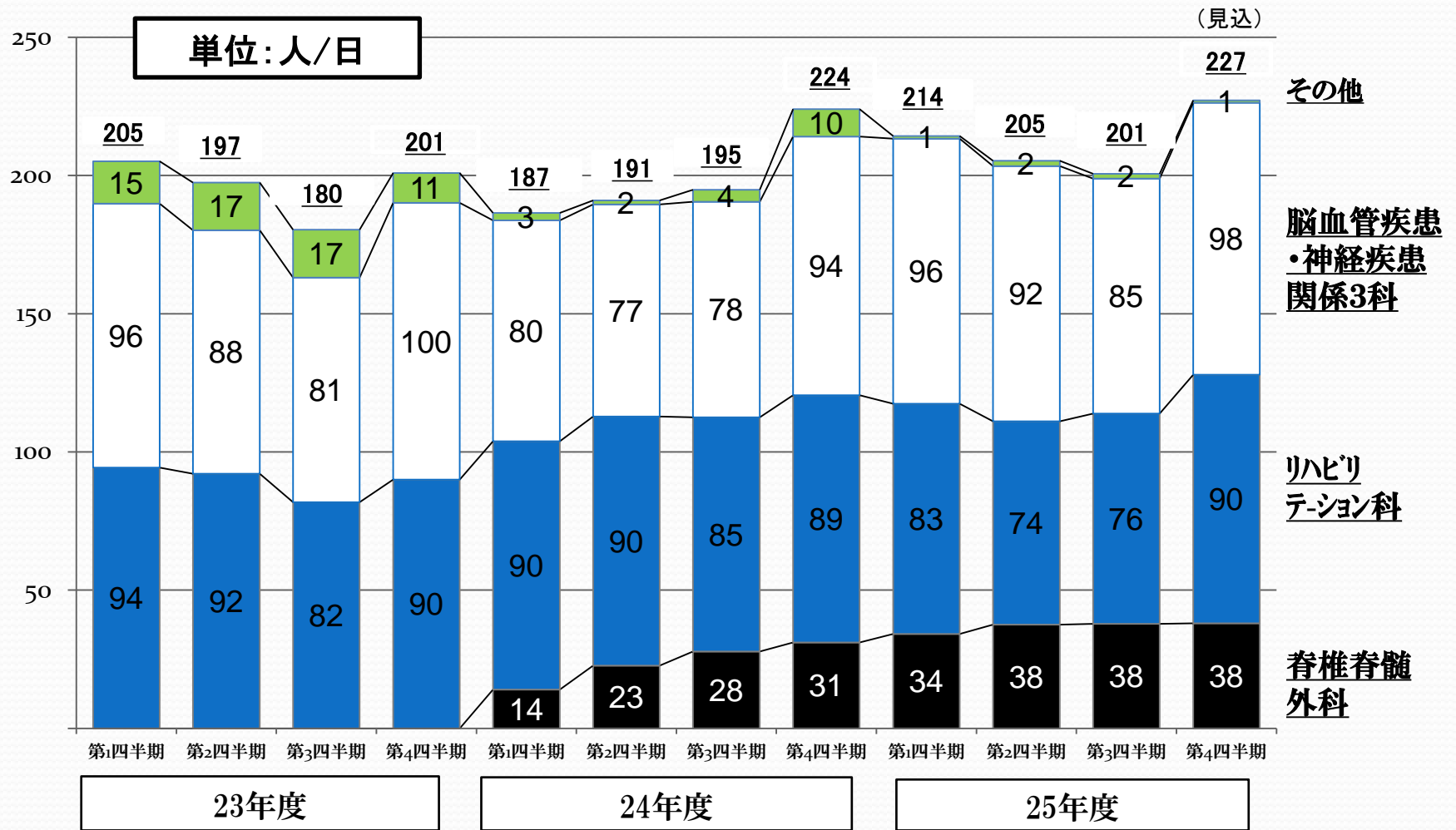
◇診療体制

- ・「脳卒中・神経疾患」「脊椎脊髄疾患」の「**疾患別センター**」設置
- ・**脊椎脊髄外科医2名**、神経内科医1名の常勤医を増員

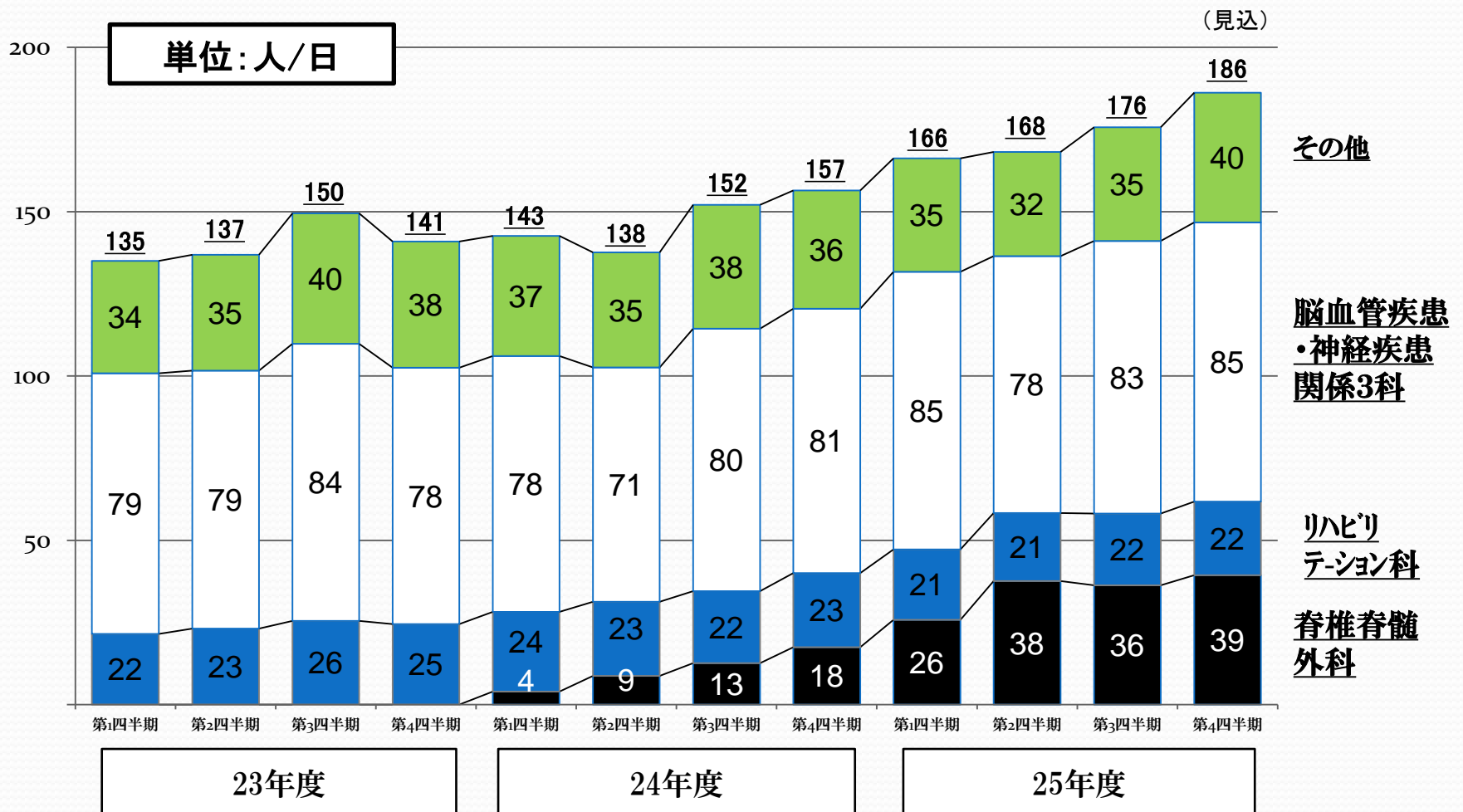
◇回リハ病棟増床工事

従来91床の回復期リハビリテーション病棟を**102床へ増床**する
工事を実施

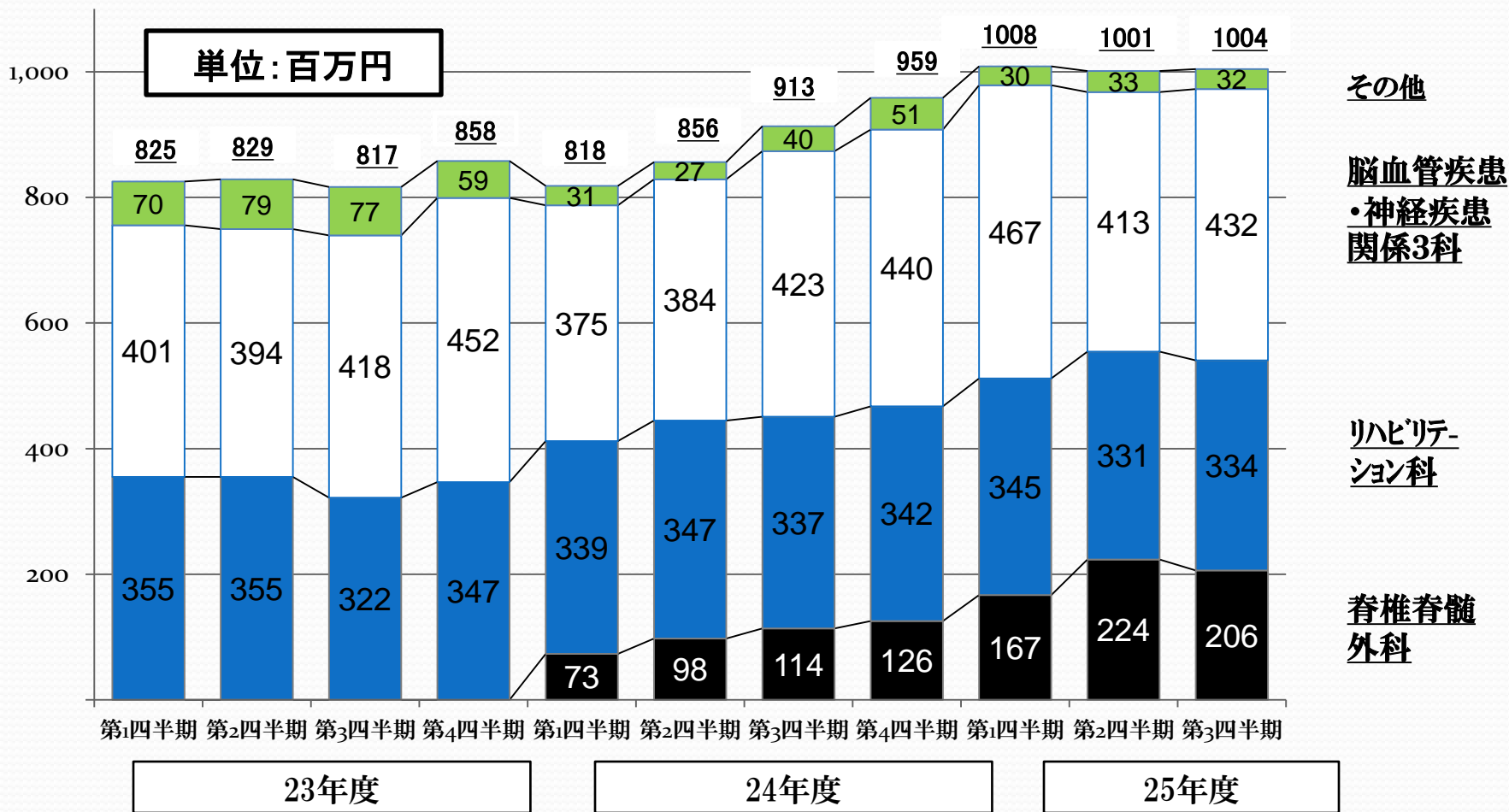
H23～H25診療科別入院患者数の推移



H23～H25診療科別外来患者数の推移



H23～H25診療科別収益の推移



平成25年度 新入院患者数

4月～12月：1,571人 年間見込：2,153人

退院患者の病名（H25.4～12）

	定義	25年度退院 (4月～12月末)
退院総件数	-	1,600
脳血管疾患	「脳血管疾患」	634
くも膜下出血	「くも膜下出血」	29
脳内出血	「脳内出血」 「その他の非外傷性頭蓋内出血」	138
脳梗塞	「脳梗塞」	354
一過性脳虚血発作	「一過性脳虚血発作」	45
その他	「脳動脈瘤」「頸動脈狭窄症・閉塞症」等	68
神経疾患	「神経系の疾患」（除く脊椎脊髄外科主治医）	250
神経難病	厚生労働省「特定疾患治療研究事業」対象疾患 （「パーキンソン病」「脊髄小脳変性症」等）	79
その他	「てんかん」等	171
脊椎脊髄疾患	主治医が脊椎脊髄外科医	326
側弯症	「（脊柱）側弯（症）」	25
その他	「腰部脊柱管狭窄症」「椎間板ヘルニア」「頸椎症性脊髄症」等	301
その他	「めまい」「肺炎」「頭痛」等	390

プラン最終年度 平成26年度の取組①

着実に診療体制の整備を進め、医療機能の一層の充実を図り、入院患者を確保する

⇒ 医療機能を最大限発揮し、抜本的な経営改善を図る

◇ 脳血管疾患医療機能の充実

- ・ **神経内科常勤医師の確保** (3名)
- ・ 市大附属2病院や市立2病院等と連携し、脳血管医療センターでの救急・急性期治療や早期リハ等、各病院の医療機能を活かした脳血管疾患医療の提供

◇ 神経疾患への対応強化

パーキンソン等神経難病への対応強化・領域拡大

平成26年度の取組②

◇脊椎脊髄疾患医療機能の充実

・側弯症診断・治療体制の構築

横浜市教育委員会・医師会と連携し、小・中学校の健康診断に対する技術支援や啓発活動、脳血管医療センターでの治療・経過観察等を実施

・脊髄損傷患者への対応強化

急性期治療後の脊髄損傷患者に対する治療やリハビリテーションについて、市内で専門的に対応できる施設が少ないため、脳血管医療センターで積極的な対応を実施

平成26年度の取組③

◇臨床研究環境の充実

専門病院として、医療従事者にとって魅力ある病院づくりに向け、先進的な医療の提供、臨床研究へ積極的に取り組む

- ・「臨床研究部」の新設
- ・国や民間企業等、外部からの研究資金を導入

名称変更の必要性

第2次中期経営プランに基づく医療機能拡大の取組により、脳血管医療センターを受診される方も脳血管疾患以外の疾病が増加



市民が安心・納得して利用できるよう、医療機能拡大に合わせた病院名称に変更を行う

◇経営評価委員会に名称について検討を諮問

- ・検討にあたっては、専門部会を設置
- ・専門部会に医療関係団体・地域の方を委員に加える
- ・専門部会で外部有識者や市民・利用者の意見を幅広く聴取

脳血管医療センターの病院名称変更について

1 これまでの経過及び名称変更の必要性

- (1) 平成3年10月、横浜市老人リハビリテーション友愛病院の再整備にあたり、脳血管疾患を主体に変性性神経疾患（神経難病）にも対応する病院として、脳血管医療センターの基本構想を策定
- (2) 平成11年8月、脳血管疾患に対して、急性期から回復期まで一貫した医療を提供する専門病院として開設
- (3) 平成21年6月、「横浜市立病院経営委員会」へ「脳血管医療センターの経営改善」について諮問
⇒ 平成22年8月答申

《横浜市立病院経営委員会提言答申》

- ・ 医療機能面の見直しにあわせて病院名称も変更し対外的にも生まれ変わったというメッセージを出す工夫も必要

- (4) 平成24年3月、「第2次横浜市立病院中期経営プラン」策定（期間：平成24年度から26年度）

《第2次横浜市立病院中期経営プラン要旨》

- ・ 医療機能の充実に合わせて、病院名称について見直し

- (5) 平成24年度（中期経営プラン1年目）の取組
 - ・ 脊椎脊髄外科の設置（常勤医師2名で開始、現在常勤医師4名）
 - ・ 診断機能の向上等に向け3テスラMRIを導入
 - ・ 手術室増設（1室から3室）
 - ・ 病棟再編、SCU（脳卒中ケアユニット）移設
- (6) 平成25年度（中期経営プラン2年目）の取組
 - ・ 脳卒中・神経疾患センター、脊椎脊髄疾患センターの設置
 - ・ 回復期リハビリテーション病棟増床工事（91床から102床へ増床）

第2次中期経営プランに基づく医療機能拡大の取組により、脳血管医療センターを受診される方も脳血管疾患以外の疾病が増えています。

市民が安心・納得して利用できるよう、医療機能拡大に合わせた病院名称に変更します。

2 検討の進め方

脳血管医療センターの名称について、横浜市立病院経営評価委員会へ検討を諮問します。

検討にあたっては、新名称の検討にあたって経営評価委員会内に専門部会を設置し検討を進めていただきます。

○ 検討スケジュール（案）

2月19日	・横浜市立病院経営評価委員会へ、脳血管医療センターの名称について諮問 ・経営評価委員会に外部有識者を交えた専門部会を設置
3月～ 7月	・専門部会での検討 ・経営評価委員会で、専門部会での検討を基に名称案選定、病院事業管理者に答申
9月	・条例改正手続きを開始
27年1月	・新名称使用開始

3 脳血管医療センター名称部会について

名称検討のための専門部会（脳血管医療センター名称部会）には、医療関係団体・地域の方を外部委員に加えるとともに、外部の有識者や市民・利用者などのご意見を幅広く伺いながら検討を進めていただきます。

○ 横浜市立病院経営評価委員会「脳血管医療センター名称部会」委員（案）

	氏名	役職
経営評価委員	篠原 弘子	公益社団法人神奈川県看護協会 会長
	藤井 清孝	学校法人北里研究所 理事長
	古谷 正博	一般社団法人横浜市医師会 会長
外部委員	吉井 宏	公益社団法人横浜市病院協会 会長
	—	磯子区地元関係者

（五十音順・敬称略）

○ 専門部会での検討プロセス（案）

日程（目安）	内容
3月	第1回 名称部会開催 ・名称変更プロセスの決定
第1回 名称部会後	・脳血管疾患・神経疾患・脊髄脊髄疾患の専門家への医療機能拡大・名称について意見聴取
4月～ 7月	第2回 名称部会開催 ・専門家への意見聴取内容確認 ・市民アンケート案の選定
	・市民アンケート実施（ヨコハマ e アンケート、病院ホームページでのアンケート、院内設置の利用者アンケート）
	第3回 名称部会開催 ・アンケート等に基づき、名称案選定
	経営評価委員会 ・名称部会からの報告に基づき、名称案を選定し、病院事業管理者へ答申

<参考>横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（附属機関）

第8条 法第14条の規定に基づき、別表の中欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表の右欄に掲げる委員の定数のとおりとする。

3 前項の定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

別表（第8条第1項及び第2項）

附属機関	担当事務	委員の定数
横浜市立病院経営評価委員会	病院の経営状況の点検、評価 <u>その他病院事業管理者が必要と認める事項</u> についての調査審議に関する事務	10人以内

横浜市立病院経営評価委員会運営要綱（案）

制定 平成 24 年 3 月 28 日病総経第 264 号(局長決裁)
最新改正 平成 26 年 2 月 6 日病計画第 135 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市病院事業の設置等に関する条例(昭和 41 年 12 月条例第 60 号)第 8 条第 3 項の規定に基づき、横浜市立病院経営評価委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、医療経済や病院経営の専門家等のうちから病院事業管理者が委嘱する委員で構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱された日より 3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(委員長)

第 3 条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、または、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議の運営)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。

(部会)

第 5 条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は委員長が指名し、病院事業管理者が任命する。
- 3 部会の委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
- 4 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 5 部会長に事故があるとき、または、部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

(部会の運営)

第6条 部会は、部会長が招集する。

2 部会の議長は、部会長が務める。

(会議等の公開)

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条に基づき、委員会の会議及び部会(以下「会議等」という。)を公開する。ただし、委員長又は部会長が会議等の運営上必要があると認める場合には、会議等の一部又は全部の非公開を決定することができる。

2 会議等の公開に関し必要な事項は、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱の定めるところによる。

(意見の聴取)

第8条 委員長又は部会長は、会議等の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会及び部会の庶務は、病院経営局計画推進担当において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則 (平成24年3月28日病総経第264号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日病総経第255号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月6日第135号)

この要綱は、平成26年2月19日から施行する。

市民病院の再整備用地等について

1 趣旨

市民病院の再整備については、「現三ツ沢公園の一部及び隣接する民有地」を移転候補地とし、地権者と用地取得に向けた本格的な交渉を行います。

2 経過

市民病院の再整備については、4方面5か所の候補地を検討してきましたが、平成25年3月の「横浜州市立市民病院再整備検討委員会」（9局11人の局長級職員により構成）検討状況報告書において、「三ツ沢公園について、病院敷地との交換による再整備など都市公園法等の課題解決に向けて引き続き検討を行う。」とされました。

これに基づき、公園を所管する環境創造局をはじめとする関係局と公園面積を減少させないための方策や代替地等に関する検討を進めてきました。

なお、羽沢地区については、引き続きまちづくりの方向性の検討に更なる時間を要する見込みであることから、三ツ沢公園での整備に向けて民有地の取得及び当該用地での整備に関する具体的な検討を進めていきます。

3 候補地

(1) 概要

	所在地	面積（概算）
(A) 三ツ沢公園の一部 （野球場及びその周辺）	神奈川区三ツ沢西町 66-1 他	※ 13,000 m ² 程度
(B) 民有地 （神奈川区部分）	神奈川区三ツ沢西町 34-10	約 11,200 m ²
(C) 民有地 （西区部分）	西区宮ヶ谷 25-6	約 5,600 m ²
面積合計（新病院の建設に必要な敷地面積）		30,000 m ² 程度

※ 公園部分の活用面積については、新病院の建設に必要な敷地面積（30,000 m²程度）の確保を前提に、今後関係局と調整し、決定していきます。

(2) 選定の理由

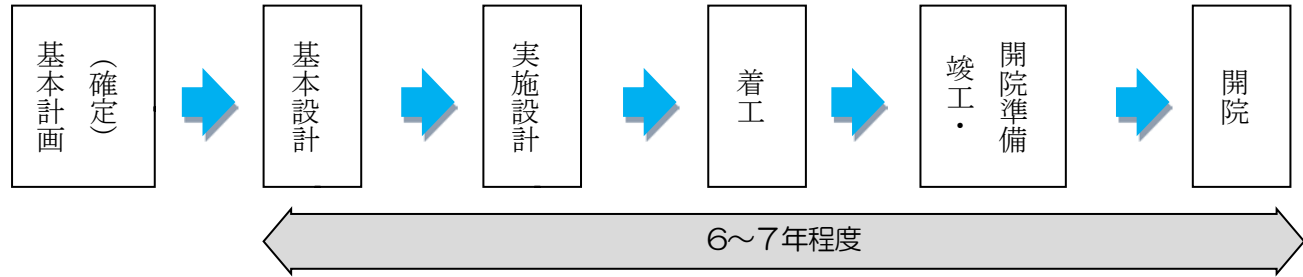
- ア 公園の一部を病院用地としても、隣接する民有地を活用するとともに、現市民病院敷地を公園に転換することで、全体として公園面積は減少しないこと。
- イ 公園内にある現在の野球場は不整形であり、現市民病院敷地を公園とし野球場を再整備することで、公園機能の向上が図れること。
- ウ 緑地の減少が最小限ですむこと。
- エ 移転先が現病院から近く、診療圏や連携する病院・診療所等への影響が極めて軽微であること。
- オ 病院の立地としては横浜駅からより至近となり、利便性が向上すること。
- カ 病院と公園が一体となった災害対策機能の向上が図れること。
- キ 病院と公園がそれぞれの機能を補完しあうことによって、高齢社会に向けた市施策の推進、にぎわいの創出などの効果が見込めること。

4 再整備基本計画の策定等について

現在、候補地の選定と並行して、医療機能にかかる基本計画の作成に取り組んでいるところです。26年度上半期を目途に、構造設備計画とあわせて、再整備基本計画としてまとめていく予定です。

その上で、26年度以内には基本設計に着手する予定です。

<参考1> 再整備までの流れ



※ 基本計画の確定・基本設計の着手は、用地の決定が前提となります。

<参考2> 26年度事業費：1億7,100万円

- 構造・設備計画策定支援費
- 基本設計業務委託
- 再整備候補地測量・調査費 等

<全体図>

